

第48回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年3月26日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時より）

開催
場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール
（恵比寿ガーデンプレイス内）

決議
事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に對する譲渡制限付株式報酬制度改定の件



郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2024年3月25日（月曜日）午後6時まで
※詳細は4頁から5頁をご参照ください。

目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	53
■ 計算書類	55
■ 監査報告	57

お土産及び株主懇談会について

昨年と同様に、お土産の配布及び株主総会後の株主懇談会は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 8508
2024年3月11日
(電子提供措置開始日 2024年3月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表取締役社長 藤 澤 信 義

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

■<https://www.jt-corp.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式関連情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

■<https://d.sokai.jp/8508/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

■<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Jトラスト」又は「コード」に当社証券コード「8508」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年3月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2024年3月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場 所	東京都目黒区三田一丁目13番2号 ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内）
3. 目的事項	報告事項 1.第48期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2.第48期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度 改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

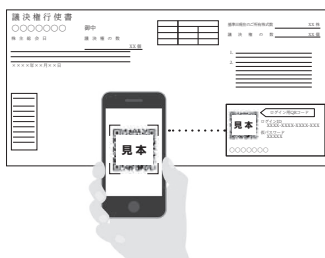
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

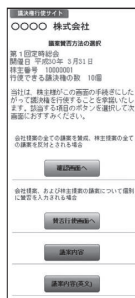
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

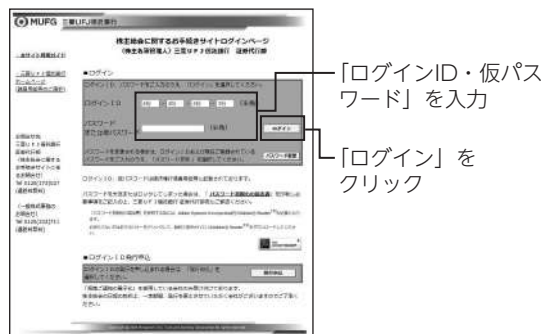
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役9名（再任8名、新任1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	候補者属性
1	ふじ さわ のぶ よし 藤 澤 信 義	代表取締役社長	最高執行役員	再任
2	ち ば のぶ いく 千 葉 信 育	代表取締役副社長	執行役員 東南アジア金融事業担当	再任
3	あ だち のびる 足 立 伸	常務取締役	執行役員 コーポレート戦略グループ担当 兼東南アジア事業担当	再任
4	あつ た りゅう いち 熱 田 龍 一	常務取締役	執行役員 コーポレートファイナンスグループ担当	再任
5	お だ かつ ゆき 小 田 克 幸	—	執行役員 経理部長	新任
6	はた たに つよし 畑 谷 剛	社外取締役	—	再任 社外 独立
7	な とり とし や 名 取 俊 也	社外取締役	—	再任 社外 独立
8	ふく だ すすむ 福 田 進	社外取締役	—	再任 社外 独立
9	ほし ば きん じ 干 場 謹 二	社外取締役	—	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者


社外


社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
1	 <p data-bbox="258 465 459 538">ふじ さわ のぶ よし 藤 澤 信 義 (1970年1月17日生)</p> <p data-bbox="329 560 394 591">再任</p> <p data-bbox="238 613 477 692">■当期における 取締役会出席状況 17回/18回 (94.44%)</p> <p data-bbox="238 719 477 772">■所有する当社株式の数 11,477,772株</p>	<p>2007年 8月 かざか債権回収株式会社 (現パルティール債権回収株式会社) 代表取締役会長</p> <p>2008年 6月 当社代表取締役会長 株式会社マスワーク (現株式会社グローバルス) 取締役</p> <p>2010年 6月 当社取締役 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役</p> <p>2010年10月 当社取締役最高顧問</p> <p>2011年 5月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 代表取締役会長</p> <p>2011年 6月 当社代表取締役社長</p> <p>2013年10月 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 (現任)</p> <p>2014年 1月 親愛貯蓄銀行株式会社(現J T親愛貯蓄銀行株式会社)会長</p> <p>2014年 5月 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役会長</p> <p>2015年 6月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 アドアーズ株式会社 (現株式会社KeyHolder) 取締役 当社代表取締役社長 最高執行役員</p> <p>2017年 3月 株式会社デジタルデザイン (現Jトラスト株式会社) 社外取締役</p> <p>2019年 6月 株式会社KeyHolder取締役会長 (現任)</p> <p>2020年 3月 当社取締役会長</p> <p>2020年 6月 株式会社プロスペクト (現Jトラスト株式会社) 社外取締役 株式会社プロスペクト・エナジー・マネジメント (現Jグランド株式 会社) 代表取締役社長</p> <p>2020年 7月 株式会社プロスペクト (現Jトラスト株式会社) 代表取締役会長CEO</p> <p>2020年10月 当社代表取締役社長 最高執行役員 (現任) 株式会社プロスペクト (現Jトラスト株式会社) 取締役会長</p> <p>2022年 3月 エイチ・エス証券株式会社 (現Jトラストグローバル証券株式 会社) 取締役会長 (現任)</p> <p>2022年 5月 株式会社クリア取締役会長 (現任)</p> <p>2023年 6月 株式会社グローバルス取締役会長 (現任)</p> <p>2023年10月 bijoux株式会社取締役 (現任)</p>
取締役候補者とした理由		<p>同氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の代表取締役社長として当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップと実績に裏付けられた決断力・実行力により、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>


候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
2	 <p>ちば のぶ いく 千葉 信 育 (1973年2月21日生)</p> <p>再任</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 17回/18回 (94.44%)</p> <p>■所有する当社株式の数 667,208株</p>	<p>2008年6月 当社取締役副社長</p> <p>2009年3月 株式会社ステーションファイナンス(現株式会社日本保証)代表取締役社長</p> <p>2010年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2011年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>2011年8月 KCカード株式会社(現Nexus Card株式会社)代表取締役会長</p> <p>2012年8月 親愛株式会社(現JT親愛貯蓄銀行株式会社)理事</p> <p>2012年10月 当社取締役 KCカード株式会社(現Nexus Card株式会社)取締役</p> <p>2015年1月 Jトラストカード株式会社(現Nexus Card株式会社)代表 取締役社長</p> <p>2015年6月 当社代表取締役専務執行役員 韓国金融事業担当兼経営企画部広報・IR部門担当</p> <p>2016年6月 当社代表取締役専務執行役員 韓国金融事業担当兼広報・IR部門担当</p> <p>2018年6月 当社代表取締役専務執行役員 韓国金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当</p> <p>2018年7月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA理事</p> <p>2018年9月 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事(現任)</p> <p>2019年2月 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事(現任)</p> <p>2019年3月 当社代表取締役専務執行役員 インドネシア金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当</p> <p>2019年6月 当社代表取締役専務執行役員 東南アジア金融事業担当</p> <p>2020年3月 JTRUST ASIA PTE.LTD. 取締役(現任) 当社代表取締役副社長 執行役員 東南アジア金融事業担当(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社代表取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
3	 <p>あ だち のびる 足 立 伸 (1958年3月21日生)</p> <p>再任</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 18回/18回 (100%)</p> <p>■所有する当社株式の数 91,800株</p>	<p>1980年4月 大蔵省(現財務省)入省 1986年7月 尾道税務署長 1997年6月 大臣官房秘書課財務官室長 1999年6月 主計局主計官 2002年6月 国際局調査課長 2004年6月 財務総合研究所研究部長 2005年6月 函館税関長 2006年4月 株式会社ジャスダック証券取引所(現株式会社東京証券取引所)執行役員 2006年6月 同社執行役 2008年10月 E T Fセキュリティーズ日本における代表 2011年10月 株式会社日本MAソリューション代表取締役会長 2013年4月 当社入社 顧問 2013年6月 当社常務取締役 2014年6月 当社代表取締役専務経営管理部担当 2014年12月 PT Bank Mutiara Tbk. (現PT Bank JTrust Indonesia Tbk.) 代表理事(現任) 2015年1月 J T貯蓄銀行株式会社理事 2015年6月 当社代表取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当 2015年10月 当社取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当 2016年6月 当社専務取締役 執行役員 グローバルバンキング推進担当兼海外法務担当 2018年3月 JTRUST ASIA PTE.LTD. 取締役(現任) 2020年3月 当社取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア財務担当 2021年3月 当社常務取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当 2023年3月 当社常務取締役 執行役員 コーポレート戦略グループ担当兼 東南アジア事業担当(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、豊富な経験と知識に基づくグローバルで多様な視点を経営に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		


候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
4	 <p>あつ た りゅう いち 熱 田 龍 一 (1964年1月1日生)</p> <p>再任</p> <p>■当期における 取締役会出席状況 18回/18回 (100%)</p> <p>■所有する当社株式の数 62,000株</p>	<p>1987年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 1991年1月 同行国際資金部為替ディーラー 1996年3月 同行ニューヨーク支店チーフディーラー 2001年4月 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店入行 2003年3月 同行マネージングディレクター為替資金本部長 2010年6月 香港上海銀行入行 2012年3月 同行マネージングディレクター トレーディング部長 2015年9月 当社入社 執行役員経営企画部新規事業担当 2016年4月 当社執行役員財務部部长 2016年12月 当社執行役員財務部部长 2017年6月 当社取締役 執行役員 財務部部长 2019年6月 株式会社日本保証取締役 当社常務取締役 執行役員 財務部部长 2019年8月 ANZ Royal Bank (Cambodia) Ltd.(現J Trust Royal Bank Plc.)取締役 (現任) 2020年3月 株式会社日本保証代表取締役社長 2021年3月 日本ファンディング株式会社 (現Jランド株式会社) 代表取締役社長 当社常務取締役 執行役員 財務部門担当 2022年3月 日本ファンディング株式会社 (現Jランド株式会社) 取締役 (現任) 2023年3月 当社常務取締役 執行役員 コーポレートファイナンスグループ 担当 (現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、財務部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
5	 <p data-bbox="263 444 455 515">お だ かつ ゆき 小 田 克 幸 (1973年11月9日生)</p> <p data-bbox="323 535 394 571">新任</p> <p data-bbox="238 616 474 666">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1997年4月 光洋精工株式会社(現株式会社ジェイテクト)入社</p> <p>2000年12月 有限責任あずさ監査法人入所</p> <p>2008年8月 スタンダードチャータード銀行東京支店入行</p> <p>2009年11月 プリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社入社</p> <p>2013年9月 同社ファイナンス部グループマネージャー</p> <p>2015年3月 当社入社 経理財務部次長</p> <p>2019年9月 当社経理部長</p> <p>2021年6月 当社執行役員経理部長(現任)</p> <p>2021年8月 株式会社Frontier Capital取締役(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、米国公認会計士資格を有しており、当社においては経理部門責任者として当社グループ全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
6	 <p data-bbox="261 465 458 503">はた たに つよし 畑 谷 剛</p> <p data-bbox="261 515 458 538">(1965年8月14日生)</p> <p data-bbox="254 556 470 594"> <input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 </p> <p data-bbox="238 616 458 692"> <input checked="" type="checkbox"/> 当期における 取締役会出席状況 18回/18回 (100%) </p> <p data-bbox="238 737 470 790"> <input checked="" type="checkbox"/> 所有する当社株式の数 0株 </p>	<p>1989年4月 株式会社西京銀行入行</p> <p>2003年4月 同行証券国際部調査役</p> <p>2004年4月 同行市場金融部調査役</p> <p>2006年10月 同行市場金融部調査役兼営業統括部調査役</p> <p>2007年5月 同行業務部外為事務グループ主任調査役</p> <p>2007年11月 同行営業統括部営業推進グループ主任調査役</p> <p>2008年4月 同行営業統括部コーポレートグループ主任調査役</p> <p>2008年6月 同行営業統括部コーポレートグループ主任調査役兼東京支店副支店長</p> <p>2008年8月 同行営業本部コーポレートグループ主任調査役兼コーポレート営業部長</p> <p>2009年10月 同行営業本部副本部長</p> <p>2010年4月 同行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長</p> <p>2010年10月 同行コーポレート営業部長兼東京事務所長</p> <p>2013年4月 同行執行役員コーポレート営業部長</p> <p>2015年6月 同行取締役コーポレート営業部長</p> <p>2019年4月 同行取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長</p> <p>2021年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年4月 株式会社西京銀行取締役市場金融部長</p> <p>2023年6月 同行常務取締役市場金融部長兼市場事務部長(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、株式会社西京銀行の役員として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
7	 <p data-bbox="254 459 465 535">なとりとしや 名取俊也 (1963年12月17日生)</p> <p data-bbox="254 550 465 595"> <input checked="" type="checkbox"/>再任 <input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立 </p> <p data-bbox="254 610 465 716"> <input checked="" type="checkbox"/>当期における 取締役会出席状況 15回/16回(93.75%) (2023年2月就任後) </p> <p data-bbox="254 731 465 777"> <input checked="" type="checkbox"/>所有する当社株式の数 0株 </p>	<p>1988年4月 検事任官(横浜地方検察庁)</p> <p>1994年4月 東京地方検察庁検事</p> <p>1999年4月 大阪地方検察庁検事</p> <p>2001年4月 法務大臣秘書官</p> <p>2006年7月 東京地方検察庁検事</p> <p>2007年4月 法務省大臣官房参事官</p> <p>2010年10月 東京地方検察庁刑事部副部長</p> <p>2011年4月 法務省刑事局公安課長</p> <p>2012年2月 法務省刑事局刑事課長</p> <p>2013年12月 法務省大臣官房秘書課長</p> <p>2015年7月 盛岡地方検察庁検事正</p> <p>2016年6月 最高検察庁検事</p> <p>2016年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 大江橋法律事務所</p> <p>2020年3月 名取法律事務所(現ITN法律事務所)パートナー(現任)</p> <p>2020年6月 飛鳥建設株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2020年11月 株式会社日本エネライズ社外取締役</p> <p>2021年6月 株式会社アサンテ社外取締役(現任) 株式会社プロスペクト(現Jトラスト株式会社)取締役監査等委員</p> <p>2023年2月 当社社外取締役(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、弁護士資格を有しており、長年に亘り法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年1カ月となります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
8	 <p data-bbox="254 455 465 530">ふくだ すすむ 福田 進 (1948年8月26日生)</p> <div data-bbox="246 565 470 613"> <input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 </div> <p data-bbox="238 647 470 752">■当期における 取締役会出席状況 13回/13回 (100%) (2023年3月就任後)</p> <p data-bbox="238 768 470 821">■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1971年7月 大蔵省(現財務省)入省</p> <p>2003年7月 財務省財務総合政策研究所長</p> <p>2004年7月 同省主税局長</p> <p>2006年7月 国税庁長官</p> <p>2007年9月 公益社団法人日本損害保険協会(現一般社団法人日本損害保険協会)副会長</p> <p>2008年9月 内閣官房副長官補</p> <p>2010年8月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)顧問 株式会社ニトリホールディングス顧問</p> <p>2010年12月 日本興亜損害保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)顧問</p> <p>2012年11月 一般財団法人日本不動産研究所代表理事・理事長</p> <p>2015年1月 財務省国税審議会委員</p> <p>2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社社外監査役</p> <p>2016年6月 丸紅株式会社社外取締役</p> <p>2017年11月 一般財団法人日本不動産研究所代表理事・会長</p> <p>2020年12月 同法人相談役</p> <p>2023年3月 当社社外取締役(現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、国税庁長官、内閣官房副長官補などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況
9	 <p>ほし ば きん じ 干 場 謹 二 (1956年1月2日生)</p> <p>再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/></p> <p>■当期における 取締役会出席状況 13回/13回 (100%) (2023年3月就任後)</p> <p>■所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1980年4月 警察庁警務局人事課 1983年8月 富山県警察本部公安課長 1985年3月 福岡県警察本部公安第一課長 1988年7月 警視庁目黒警察署長 1989年8月 和歌山県警察本部警務部長 1992年2月 在ユーゴスラビア共和国日本国大使館一等書記官 1994年2月 在ポーランド日本国大使館一等書記官 1995年3月 内閣官房内閣情報調査室内閣調査官 1997年3月 警察庁警備局特殊組織犯罪対策室長 1999年7月 愛知県警察本部警務部長兼名古屋市警察部長 2001年1月 警察庁長官官房参事官 2002年1月 防衛庁防衛局国際企画課長 2005年4月 石川県警察本部長 2008年3月 警察大学校教務部長 2009年2月 新潟県警察本部長 2010年9月 首都高速道路株式会社常勤監査役 2014年6月 近畿管区警察局長 2015年5月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 2015年6月 株式会社アサヒセキュリティ社外取締役 2020年7月 株式会社AOKIホールディングス顧問 (現任) 2020年10月 株式会社ジュピターテレコム (現JCOM株式会社) リスクマネジメント部顧問 2023年3月 当社社外取締役 (現任)</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、警察庁における要職を歴任された豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 畑谷剛、名取俊也、福田進及び干場謹二の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
本議案において取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1) 社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
畑谷剛氏には、株式会社西京銀行の役員として豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
名取俊也氏には、検察庁検事及び弁護士として長年に亘り法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
福田進氏には、国税庁長官、内閣官房副長官補などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
干場謹二氏には、警察庁における要職を歴任された豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に関する幅広い見識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待しております。
- (2) 当社は畑谷剛、名取俊也、福田進及び干場謹二の4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は畑谷剛、名取俊也、福田進及び干場謹二の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

<ご参考> 本総会終結後の取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の取締役候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合の取締役のスキルは以下のとおりであります。


候補者 番号	氏名	地 位	独 立 役 員	候補者が有する主な専門性・経験等					
				企 業 経 営	国 際 性	金 融 事 業	投 資 事 業	財 務 会 計	法 務・ コ ン プ ラ イ ア ン ス
1	藤澤 信義	代表取締役社長		●	●	●	●		
2	千葉 信育	代表取締役副社長		●	●	●	●		
3	足立 伸	常務取締役		●	●	●		●	●
4	熱田 龍一	常務取締役		●	●	●		●	
5	小田 克幸	取締役			●	●		●	
6	畑谷 剛	社外取締役	●	●	●	●	●		
7	名取 俊也	社外取締役	●	●					●
8	福田 進	社外取締役	●	●		●		●	●
9	干場 謹二	社外取締役	●		●				●

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山根秀樹氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化のため1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者氏名 番号 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況
<div data-bbox="249 370 465 622" style="text-align: center;">  </div> <p data-bbox="264 642 453 718"> やまねひでき 山根秀樹 (1952年7月11日生) </p> <div data-bbox="284 733 430 774" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="234 786 461 861"> 当期における 取締役会出席状況 18回/18回 (100%) <li data-bbox="234 876 461 952"> 当期における 監査役会出席状況 15回/15回 (100%) <li data-bbox="234 967 461 1013"> 所有する当社株式の数 10,000株 	<p>1976年4月 株式会社山口相互銀行(現株式会社西京銀行)入行</p> <p>1993年4月 同行彦島支店長</p> <p>1996年4月 同行日の出支店長</p> <p>1997年10月 同行長門支店長</p> <p>1999年4月 同行人事部主任調査役</p> <p>2002年4月 同行小倉支店長兼関福地区副本部長</p> <p>2004年4月 同行広島支店・祇園支店連合支店長兼広島地区統括部長</p> <p>2005年4月 同行下関支店長兼下関地区統括部長</p> <p>2006年10月 同行監査役室長</p> <p>2007年6月 同行常勤監査役</p> <p>2011年6月 同行参与(コンプライアンス統括部)</p> <p>2012年6月 当社常勤社外監査役(現任)</p> <p>2013年6月 パルティール債権回収株式会社監査役(現任)</p>
<p>1</p>	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>同氏は、長年にわたって培われた金融機関の実務及び監査業務等の経験に基づき客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>現在、同氏は当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年9か月となります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社のにおける地位及び重要な兼職の状況
2	 <p data-bbox="264 461 453 536">さいとうみつはる 斎藤光晴 (1960年2月28日生)</p> <p data-bbox="317 551 393 582">新任</p> <p data-bbox="234 597 468 642">■所有する当社株式の数 8,800株</p>	<p>1985年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>1994年3月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）調査部海外調査班出向</p> <p>1998年1月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）投資情報部課長</p> <p>2000年4月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）企業投資調査部シニアアナリスト</p> <p>2009年5月 みずほ証券株式会社投資情報部シニアマネジャー・グローバルシニアアナリスト</p> <p>2012年11月 当社入社 広報・IR部</p> <p>2019年6月 当社経営企画部（広報・IR）課長</p> <p>2020年2月 当社財務部課長</p> <p>2023年4月 当社広報・IR部（現任）</p>
<p>監査役候補者とした理由</p> <p>同氏は、証券アナリスト資格を有しており、証券会社及び銀行の調査・情報部門に長年勤務し、当社においては広報・IR部、経営企画部、財務部を歴任し当社グループの事業全般に関する幅広い知見を有しており、当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山根秀樹氏は社外監査役候補者であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

本議案において監査役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

1. 改定の理由

当社は、2022年3月30日開催の第46回定時株主総会において、「当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件」としてご承認いただき（以下、本議案において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）の株主利益に対する意識の更なる向上、及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを対象取締役に与えることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額及び本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を変更することをお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結後の取締役は9名（うち、業務執行を行わない取締役は社外取締役4名）となり、対象取締役は5名となります。

2. 改定の概要

当社の取締役の報酬等の額は、1998年6月29日開催の株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。以下、「基本報酬枠」といいます。）としてご承認いただき、さらに当初決議において、基本報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式報酬付与のための金銭報酬債権を支給するものとし、その金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年400,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とご承認いただいております。

本制度は、対象取締役に對して、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額並びに本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を、基本報酬枠とは別枠として、年額500百万円以内（但し、かかる報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。）並びに年1,000,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と改定することについて、ご承認をお願いい

たします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

3. 本議案による改定を相当とする理由

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (6)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式報酬の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

<参考>

当初決議においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬の概要は次のとおりです。

当社の取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年400,000株以内（但し、当初決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、後記【本割当契約の内容の概要】の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとしします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、1年を下回らない範囲において当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならな

い（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会において予め定める期間（以下、「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、当該退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度において、当社グループは、営業収益が過去最大となる114,279百万円（前連結会計年度比39.3%増）を計上するなど順調な成長を遂げました。また、営業利益は、当社グループが2018年3月期に国際財務報告基準（IFRS）に移行して以来、Nexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」という。）の取得に伴う負ののれん発生益を計上した前連結会計年度に次いで、過去2番目となる8,059百万円（前連結会計年度比44.8%減）となりました。さらに、親会社の所有者に帰属する当期利益は、Nexus Bankの吸収合併に伴い繰延税金負債6,548百万円を取崩したこと等により16,310百万円（前連結会計年度比29.1%増）となり、IFRS移行以来、過去最大となりました。

経営成績の状況

当連結会計年度においては、日本金融事業が安定的に推移したほか、不動産事業も好調に推移するなど両セグメントが業績を牽引したことにより、営業収益は114,279百万円（前連結会計年度は82,038百万円）、営業利益は8,059百万円（前連結会計年度は14,589百万円）となりました。特に不動産事業では、2023年2月に株式会社グローベルス（以下、「グローベルス」という。）を、2023年5月に株式会社ライブレント（以下、「ライブレント」という。）を、それぞれ子会社化したことや、Jグランド株式会社（以下、「Jグランド」という。）において、不動産の販売が本格化してきたこと等により14,039百万円（前連結会計年度は2,946百万円）の営業収益を計上し、また、セグメント利益についても株式会社ミライノベート（以下、「ミライノベート」という。）を吸収合併したことに伴い負ののれん発生益を計上したこと等により10,810百万円（前連結会計年度は94百万円）と大幅な増収増益となりました。

東南アジアにおいては、前連結会計年度と同じく銀行事業が成長を牽引しており、中央銀行による基準金利の引き上げ等の経営環境の悪化にもかかわらず、J Trust Royal Bank Plc.（以下、「Jトラストロイヤル銀行」という。）が、営業収益が13,872百万円（前連結会計年度は11,735百万円）、セグメント利益が1,381百万円（前連結会計年度は1,628百万円）、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Jトラスト銀行インドネシア」という。）も、営業収益が23,430百万円（前連結会計年度は15,906百万円）、セグメント利益が1,035百万

円（前連結会計年度は1,206百万円）と堅調に推移しております。一方で、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA（以下、「J T I I」という。）において、貸倒引当金（損失評価引当金）を保守的に積み増したことから、セグメント損益については1,019百万円のセグメント損失（前連結会計年度は248百万円のセグメント利益）となりました。

韓国における貯蓄銀行事業においては、金利上昇に伴う調達コストの増加に貸出金利の上げが追いついていなかったことから、昨年末以降、業績が悪化していましたが、当連結会計年度においては、直近の残高基準金利が落ち着いて推移していることから、セグメントの損失幅も徐々に縮小し回復の兆しが見えてきている一方で、韓国経済の悪化に伴う債権の不良化に備え予防的に貸倒引当金（損失評価引当金）を繰り入れたこと等により3,334百万円のセグメント損失（前連結会計年度は14,437百万円のセグメント利益）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、Nexus Bankを吸収合併したことによる繰延税金負債の戻入れ等により法人税、住民税及び事業税が減少したことにより、IFRS移行以来、過去最大となる16,310百万円（前連結会計年度は12,632百万円）を計上することとなりました。

当連結会計年度における当社グループの新たな事業展開の詳細は以下のとおりとなります。

a.日本での事業展開について

当社は、2023年2月にミライノベートを、2023年4月に連結子会社のNexus Bankを吸収合併いたしました。また、当社グループにおける割賦事業の更なる発展のために2023年10月に株式会社西京銀行から西京カード株式会社（現 MIRAI株式会社）の全株式を取得し子会社化いたしました。さらに2023年10月に民事再生手続きの開始申立てを行った株式会社ガイア及びそのグループ会社の再建支援に係る基本合意書を締結いたしました。

株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）においては保証商品の多角化の一環として、2023年1月に博多不動産販売株式会社と、同社が運営するクラウドファンディングに対する買取保証提携を締結いたしました。

J グランドにおいては、2023年5月に販売不動産に係る賃貸管理事業の強化を目的として、収益力の強化等シナジー効果が期待できるライブレントを子会社化いたしました。

J トラストグローバル証券株式会社（以下、「J トラストグローバル証券」という。）においては、2023年7月よりIFA事業者（金融商品仲介業者）の事業拡大支援業務を本格的に開始したほか、2023年11月より富裕層や企業オーナーを中心としたお客様の資金調達ニーズにお応えするため、「有価証券担保ローン」サービスを開始いたしました。

他方で、ミライノバート傘下の合同会社5社が、太陽光発電設備の運営等太陽光発電事業を行っていましたが、2023年6月、当該事業に係る資産等を一括して売却し当該事業から撤退いたしました。

b.海外での事業展開について

インドネシアでは、Jトラスト銀行インドネシアにおいて、2023年10月に株式会社西京銀行と業務提携契約を締結いたしました。これによりインドネシアに進出する株式会社西京銀行の取引先に対し、資金調達・運用など幅広い金融取引を中心に、ビジネス展開における課題解決などをサポートするとともに、インドネシア経済の発展にも寄与するものと考えております。また、前連結会計年度に引き続き、日系大手デベロッパーの現地法人やインドネシアのデベロッパーとの間で住宅販売に係る業務提携を拡大しており、当連結会計年度末におけるJトラスト銀行インドネシアが提携するプロジェクト数は23カ所となりました。

当連結会計年度における住宅販売に係る提携先は以下のとおりです。

提携年月	提携先（親会社等）		プロジェクト名
2023年2月	Jababeka Group	PT PP (Persero)	Riverview Residence - Tower Mahakam
	GREEN WOODS GROUP	PT.Green Woods Bali Graha /PT.Bali Sakanti Adya他	Damara Village Alaya
			Damara Village Jimbaran Hijau
株式会社アーネストワン (飯田グループホールディングス(株))	PT. IONE HOME INDONESIA	HIKARI GARDEN RESIDENCE	
2023年3月	Alam Sutera Group	PT Alfa Goldland Realty PT Alam Sutera Realty ,Tbk PT.Delta Mega Persada	AYODHYA
			Alam Sutera
			Suvarna Sutera
2023年7月	PT KVP Bina Propertindo	SEMBAWANG APARTHOUSE	
2023年8月	PREMIERグループ	PT Bukit Sukses Bersama (西日本鉄道(株)が出資するPT Premier Kualitas Indonesiaの子会社)	PREMIER PROMENADE
		PT Bumi Lancar Pertiwi	PREMIER LAKE RESIDENCE

Jトラストロイヤル銀行においては、新規顧客の獲得に向けて注力するとともに、2023年8月より新商品として新車オートローンの発売を開始する等、事業拡大に取り組んでおります。また、CJCC（カンボジア日本人材開発センター）、JICA東京、株式会社第四北越銀行と共催でカンボジアへの投資機会を探る投資セミナーを開催し、カンボジアでの事業展開先を探している企業や、初めてカンボジアに進出する企業向けに、カンボジアの基本情報や投資情報を提供しております。

他方で、JTRUST ASIA PTE.LTD.においては、中古車市場のデジタルトランスフォーメーション（DX）化等に伴いPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE（以下、「JTO」という。）の従来型のビジネスモデルに限界が生じてきた中で、JTOのマルチファイナンスの免許を基にDX化したイスラム金融を目指すという買収の申し出を受け、2023年10月に保有するJTOの全株式を譲渡いたしました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績の詳細は次のとおりです。

なお、文中の営業債権の残高につきましては、貸倒引当金（損失評価引当金）控除前の残高で記載しております。

（日本金融事業）

信用保証業務につきましては、日本保証が、国内の債権回収業務につきましては、主に日本保証、パルティール債権回収株式会社が、その他の金融業務につきましては、日本保証が、クレジット・信販業務につきましては、Nexus Card株式会社（以下、「Nexus Card」という。）及びMIRAI株式会社（以下、「MIRAI」という。）が、金融商品取引法に基づく金融商品取引業（以下、「証券業務」という。）につきましては、Jトラストグローバル証券が行っております。

営業債権の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022/12	2023/12	増減額	増減率	主な増減要因
債務保証残高	209,587	223,048	13,461	6.4%	
有担保	202,855	220,585	17,730	8.7%	中古アパートローン・海外不動産、有価証券担保の保証を中心とした増加
無担保	6,732	2,463	△4,268	△63.4%	個品割賦に対する保証について取扱いが減少
買取債権残高	16,277	16,447	170	1.0%	
商業手形残高	1,570	－	△1,570	△100.0%	日本保証における期日決済による減少
営業貸付金残高	3,083	1,807	△1,276	△41.4%	日本保証及びNexus Cardにおける大口返済による減少
割賦立替金残高	4,002	13,192	9,190	229.6%	割賦取扱高の増加
証券業に関連する資産	27,432	27,445	13	0.0%	信用取引資産の増加

営業収益は、前連結会計年度に損益上連結対象としたJトラストグローバル証券やNexus Cardの業績が期初から寄与したことや、主にNexus Cardにおける割賦取扱高の増加に伴い、証券業務やクレジット・信販業務に係る役務収益等が増加したこと等により14,120百万円（前連結会計年度比19.9%増）となりました。セグメント利益は、債権回収が好調に進み、また、保証事業が安定的に推移したこと等により4,656百万円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。

(韓国及びモンゴル金融事業)

韓国において、J T親愛貯蓄銀行株式会社（以下、「J T親愛貯蓄銀行」という。）及びJ T貯蓄銀行株式会社が貯蓄銀行業務を、T A資産管理貸付株式会社が不良債権の買取及び回収業務を行っております。また、モンゴルにおいて、J Trust Credit NBF Iが金融業務を行っております。

営業債権の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022/12	2023/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出金残高	414,626	392,443	△22,182	△5.3%	与信基準の厳格化により、貸出金の増加を抑制
営業貸付金残高	1,691	1,123	△568	△33.6%	SPCの清算により、買取債権へ属性変更
買取債権残高	1,996	2,662	666	33.4%	SPCの清算により、営業貸付金から属性変更

営業収益は、前連結会計年度に損益上連結対象としたJ T親愛貯蓄銀行の業績が期初から寄与したことから47,520百万円（前連結会計年度比23.6%増）となりました。セグメント損益につきましては、貯蓄銀行における残高基準金利が高金利で推移したため、預金利息費用が増加したことや、貸倒引当金（損失評価引当金）繰入額が増加したことに加え、前連結会計年度に、Nexus Bankとの株式交換により発生した負ののれん発生益9,719百万円を計上したことにより3,334百万円のセグメント損失（前連結会計年度は14,437百万円のセグメント利益）となりました。

（東南アジア金融事業）

インドネシアにおいて、主にJトラスト銀行インドネシアが銀行業務を、J T I I及びPT TURNAROUND ASSET INDONESIAが債権回収業務を行っております。また、カンボジアにおいて、Jトラストロイヤル銀行が銀行業務を行っております。なお、農機具ローン等のファイナンス業務を行っていたJ T Oにつきましては保有する全株式を譲渡し子会社から除外いたしました。

営業債権の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022/12	2023/12	増減額	増減率	主な増減要因
銀行業における貸出金残高	292,689	354,867	62,177	21.2%	インドネシアにおける積極的な貸出残高増強策
インドネシア	163,960	216,042	52,081	31.8%	厳格な審査体制の下で積極的な貸出増強策を推進
カンボジア	128,728	138,824	10,096	7.8%	預金残高とのバランスを考慮した貸出残高計画に基づく
営業貸付金残高	767	1,077	309	40.4%	ジョイント・ファイナンスを営業貸付金に切替
買取債権残高	27,192	28,753	1,560	5.7%	他社債権買取による増加

営業収益は、銀行業における貸出金や保有有価証券の増加に伴う利息収益の増加により38,414百万円（前連結会計年度比33.8%増）となりました。また、セグメント損益は、調達金利の上昇により預金利息費用が増加したものの、市場実勢に合わせて貸出金利を引き上げたことにより一定の利益水準を維持した一方で、貸倒引当金（損失評価引当金）を保守的に積み増すなど、企業価値の向上及び収益基盤の強化を図ったこと等により1,019百万円のセグメント損失（前連結会計年度は248百万円のセグメント利益）となりました。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、前連結会計年度ではその他の事業に区分しておりましたが、金額的重要性が増加したため、当連結会計年度から新たなセグメントとして区分しております。

J グランド、グローバルス及びライブレントが国内での不動産事業を行っており、Prospect Asset Management, Inc.が米国ハワイ州で不動産事業を行っております。

営業収益は、J グランドの不動産販売収益の増加やグローバルスの連結取り込みにより14,039百万円（前連結会計年度比376.5%）となりました。また、セグメント利益につきましては、ミライノバートの吸収合併に伴い負ののれん発生益10,113百万円を計上した結果、10,810百万円（前連結会計年度は94百万円のセグメント利益）となりました。

（投資事業）

投資事業につきましては、主にJTRUST ASIA PTE.LTD.が投資事業などを行っております。

営業収益は155百万円（前連結会計年度比31.1%減）、セグメント損失は訴訟費用の削減に努めたものの、2,072百万円（前連結会計年度は2,205百万円のセグメント損失）となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、主に J Sync株式会社当社グループのシステム開発、コンピュータの運用及び管理業務を行っております。

営業収益は599百万円（前連結会計年度比13.9%増）、セグメント損益につきましては55百万円のセグメント損失（前連結会計年度は108百万円のセグメント利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は7,184百万円であります。

主な内訳としては、日本金融事業において471百万円、韓国及びモンゴル金融事業において819百万円、東南アジア金融事業において1,458百万円、不動産事業において1,508百万円、投資事業において27百万円、全社(共通)において81百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達残高は、社債2,385百万円、借入金59,133百万円、銀行業における預金908,933百万円、総合計残高970,451百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 (2020年12月期)	第46期 (2021年12月期)	第47期 (2022年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
営 業 収 益	39,387百万円	42,325百万円	82,038百万円	114,279百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	△5,342百万円	1,123百万円	12,632百万円	16,310百万円
基本的1株当たり当期利益又は損失(△)	△50.46円	10.61円	110.75円	120.39円
資 本 合 計	102,458百万円	107,945百万円	132,349百万円	168,215百万円
資 産 合 計	530,462百万円	610,631百万円	1,115,943百万円	1,214,714百万円

- (注) 1. 当社は「国際財務報告基準 (IFRS)」を適用しております。
2. 第45期において、非継続事業に分類しておりました J T貯蓄銀行(株)は、第46期において、当該分類を中止し継続事業に分類しております。そのため、第45期の関連する数値については、組替えて表示しております。
3. 第46期において、J Tキャピタル(株) (現 Aキャピタル(株))を非継続事業に分類しております。そのため、第45期の関連する数値については、組替えて表示しております。
4. 第47期において、J トラストグローバル証券(株)及び J T親愛貯蓄銀行(株)を当社の連結子会社としたこと等により、総資産額が増加しております。
5. 当連結会計年度において、PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCEを非継続事業に分類しております。そのため、第47期の関連する数値については、組替えて表示しております。

(5) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念として掲げております。

② 経営方針

「既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」のビジョンのもと、景気動向に業績が左右されることが無いように、銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを目指してまいります。収益モデルにつきましては、既存の事業ポートフォリオの価値や将来性を徹底的に見直すことにより収益構造の改善を図ってまいります。今後はこの方針をさらに加速させ、聖域を設けることなく、事業ポートフォリオの価値を見直し、新たな成長戦略を構築することにより、株主価値の最大化に努めてまいります。さらには、コンプライアンスやガバナンスを第一に考えた経営を機軸におき、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供するなど地域とともに共存共栄で発展していく企業体を目指してまいります。

③ 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

(日本金融事業)

信用保証業務において、当連結会計年度は主力商品である中古アパートローン・海外不動産・有価証券担保ローンへの選択と集中による施策を実施したことにより大きな実績を積み上げることができました。今後はアパートローン、有価証券担保ローン、海外不動産担保ローンに対する保証を中心に事業拡大を図るべく推進してまいります。信用保証業務における主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
アパートローンに対する保証事業	アパートローンの更なる成長	①新規保証提携に伴うエリア拡大 ②指定業者の拡大 ③新築アパートの取扱い（現在の中古アパートローン中心から拡大、顧客層、エリアの見直し） ④借換え需要に対する営業推進
不動産担保ローンに対する保証事業	グループ間相互の顧客の連携による保証商品の開発	2022年11月から、日本保証において、株式会社西京銀行がJトラストグローバル証券の顧客が保有する預り資産を担保とする融資（有価証券担保ローン）に対する保証を開始。同様に今後も当社グループ内でのシナジー効果が期待できるスキームを検討。
その他の保証事業	海外不動産担保ローン等保証商品の開発（多角化）	海外不動産担保ローンに対する保証、その他、不動産クラウドファンディング、ファクタリング保証等も検討。

債権回収業務において、円安などによる物価高騰により、債務者の経済基盤に負の影響を及ぼしておりますが、債権買取価格においては、昨今の入札並びに落札状況では、一部案件において若干の下落傾向はあるものの、特に大きく変動しておりません。当社グループが債権買い取りを行っている主な会社は、そのような状況下でも売上が増加しているネット系のカード・信販等が多く、今後も高い回収力を背景として安定的・継続的な仕入れを実現し事業拡大を図ってまいります。

また、クレジット・信販業務においては、Nexus Cardが男性脱毛業界最大手のメンズクリアをはじめとする提携先とエステ、ジム、ゴルフ、クリニックを通じて行っている割賦事業が好調に推移しております。提携先の割賦をNexus Cardが担い、割賦立替金に対して日本保証が保証するスキームで収益拡大を図っております。主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
クリアグループ及び競合他社	クリアグループの取扱い減少リスクや競合参入リスクへの対応	クリアグループ、日本保証、Nexus Card との連携での与信枠の拡大を図るとともに、回収率の向上や受付体制の質的向上による差別化を図る。また、MIRAIとの連携による、新規加盟店の獲得なども注力していく。
貸倒リスク	割賦債権の貸倒リスクへの対応	MIRAIとの連携により、債権回収人員の増員とともに、同社の回収知見をNexus Card 内へ展開し回収率の向上を図る。また、受付体制においても同じく連携し、審査時間の短縮化等を進めていく。
資金調達	資金調達（キャッシュフローバランス）及び調達金利の上昇リスク	当連結会計年度は割賦債権が大きく増加する局面であったことから調達実行を優先。今後は、金利面とキャッシュフローバランスの最適化を図るとともに、営業利益の黒字化を背景として、業績面を含むより有利な条件面でのファイナンスに注力していく。

さらに、証券業務においては、「プライベートバンキングサービスを提供するウェルスマネジメントのJトラストグローバル証券」を前面に打ち出し、プライベートバンキングサービスに注力してまいります。個人金融資産1億～5億円を保有する富裕層を新たなターゲットと捉え顧客開拓に乗り出し、従来の金融資産5,000万～1億円の準富裕層向けビジネスとの両輪で攻め、早期に預かり資産を現状の3,400億円から1兆円に増やしたいと考えています。金融資産5,000万～5億円のターゲット層はスタートアップ・ベンチャー企業の創業オーナーも多く、企業成長をサポートしながら、創業者のプライベートバンカーとして資産運用ニーズにも応えてまいります。また、富裕層ビジネスの拡大についてこれまでプライベートバンカーとして培ってきた知見と経験を活かし、成長ビジネスであるウェルスマネジメントを本格的に立ち上げ、顧客開拓の加速化をすすめてまいります。

(韓国及びモンゴル金融事業)

当連結会計年度に引き続き、貯蓄銀行業務からの収益の確保に努めてまいります。韓国経済におきましては、基準金利が2023年1月以降3.5%で凍結維持されており、貸付金利は企業与信と個人信用貸付とも引き上げられた調達金利を反映して運営されています。金利現況については、2024年から中央銀行の金利引き下げが既成事実となり韓国内でも市場金利の下落と銀行定期預金の利子率が下落傾向を現しているものの、現状では貯蓄銀行の調達金利は基準金利が引き下げられても引き下げ幅は制限されると判断されています。また、韓国全体で延滞増加、個人回生・信用回復増加の傾向にあることから、貯蓄銀行業監督規程が改正され、貯蓄銀行の健全性管理の強化を目的として多重債務者に対する貸倒引当金（損失評価引当金）の追加

引き当てが求められることとなり、2024年9月から適用される予定となっています。このような逆風の中でも、韓国各社は、引き続き目標として緩やかな成長をかけた「量の成長」から「質の成長」を目指し、バランスの取れたRisk-Returnを目標に一定の資産規模を維持し、資産内容の質的な向上を追求してまいります。また、貸付において、債権管理回収を高めるための努力及び貸付取り扱時の延滞率を考慮して、なおかつ収益性が見込めるスタンスで対応するなど貸倒償却費の減少に繋げられる対策を講じてまいります。

債権回収事業におきましては、概ね順調に実績が積みあがっており、これまでに培った高い回収力と遵法性を背景に事業拡大を図ってまいります。

(東南アジア金融事業)

基準金利の引き上げによる調達金利の上昇が収益の押し下げ要因となっておりますが、市場実勢に合わせて貸出金利を引き上げたことにより一定の利益水準を維持したことや、銀行業における貸出金残高が順調に増加していることから利息収益も増加しております。今後もJトラスト銀行インドネシア及びJトラストロイヤル銀行による銀行業務からの収益の確保に努めてまいります。なお、基準金利につきましては、2024年には利下げが予測されており、業績予想に織り込んでおります。

Jトラスト銀行インドネシアでは、収益確保のため、積極的な貸出残高の増強、NPL（不良債権）比率の低下による貸倒費用の削減、COF（調達金利）の低下、CASA（流動比率）の増加を主要課題としております。Jトラスト銀行インドネシアにおける主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
貸付債権の積み上げ	収益基盤の強化	貸出増強に向けたミーティングをビジネス部門と日次実施し、ビジネス/審査部門の連携強化により体制を見直し、不良債権リスク低減を図りつつ金利収入を最大限享受出来る体制を構築、積極的にローン残高、社債残高の積み上げを図る。
自己資本の拡充	規制改正に伴い、インドネシア金融庁（OJK）が自己資本比率11.0%（規制上の基準値）の達成を要請	2023年12月末の自己資本比率は12.63%となり、現状クリア。今後もOJKの要請に柔軟な対応が必要。
マーケティング活動、流動性の確保	①1億人獲得プロジェクト ②ブランド認知度向上 ③住宅ローン提携	①「新規預金口座獲得」に加え「開設口座の活用」「預金残高の増加」を目的として預金口座開設を促進 ②アイドルグループ「JKT48」とのブランドアンバサダー契約の締結や、女子ゴルフ国際大会へのスポンサー参加などブランド認知度向上に向けた活動 ③日系大手デベロッパーの現地法人及びインドネシア大手デベロッパーと住宅ローン業務提携を展開（2023年12月末現在プロジェクト数：23カ所）

また、2023年10月10日に株式会社西京銀行の取引先事業者でインドネシアへ進出中、又は進出を予定している取引先をJトラスト銀行インドネシアへ紹介する業務提携契約を締結いたしました。今後40年以上にわたり人口ボーナス期に入ることが予想されているインドネシアにおいて、それぞれの経営資源の相互活用をすることにより、海外進出事業者の企業価値を高めるとともに、インドネシアの経済発展に寄与するものと考えています。

また、インドネシアの不動産市場は不動産価格と需要が上昇するなか最も好調なセクターとなっています。JTIIにおける回収金額の最大化を図るための主要な課題、対策は以下のとおりです。

項目	課題	対策
新規買取	債権の新規買取強化	・DD（デューデリジェンス）の正確性・スピード ・グループ内でのネットワーク強化、PT TURNAROUND ASSET INDONESIA との連携他
回収	法的回収の強化等	・回収困難債権に対する掘り起こし強化 ・競売会社との連携強化 ・人材育成、回収ノウハウの平準化他

カンボジアにおいては、Jトラストロイヤル銀行が、2024年のスローガンとして「Faster Forward As One」を掲げ、生産性を向上させるとともに、デジタル分野をより強化し、よりスピーディーにサービスを提供するよう取り組んでいきます。引き続き富裕層顧客を主な基盤とし、RM（顧客担当）と顧客との強固なリレーション力による貸出並びに運用提案により他行との差別化を図るとともに、ニーズを汲み取った商品開発やデジタル対応にも注力していく方針であります。さらに、不良債権の回収、新規不良債権の抑制にも取り組み収益拡大を目指してまいります。

(不動産事業)

不動産事業において、J グランドでは、不動産と金融のノウハウで築く投資用一棟マンション「J-ARC」シリーズ、IoTを標準搭載し付加価値付けした新築アパート（2024年から「J-Maison」のブランド名に統一）、中古アパートを取得し、外部によるホームインスペクション及びリフォーム後に販売する「Vintage Residence」を展開しており、今後も富裕者向けビジネスを中心に拡大を図ってまいります。J グランドにおいては、富裕層を対象とした投資用物件をメインの事業に据えることで、事業規模の順調な拡大が見込まれており、今後の信用力の向上を目指して上場に向けた準備を進めていきたいと考えております。また、グローバルスにおいても、総合不動産会社として、マンション分譲、土地・戸建て分譲、賃貸マンションやアパートの開発といった不動産開発事業や、収益物件の販売、賃貸管理や売買仲介を含むソリューション事業、及び新規事業である不動産クラウドファンディング事業等の事業を展開しており、今後も、売り上げの軸である分譲マンション開発を継続して手掛けていく一方で、マンション開発の補完としてストック型の収入となる賃貸業についても並行して強化し、当社グループの商品ブランドの認知度向上に力を入れてまいります。

(投資事業)

投資事業においては、当連結会計年度に引き続きGroup Lease PCL（以下、「GL」という。）からの回収に努めてまいります。今後も裁判費用等の回収コストを抑制しつつ、回収強化を図ってまいります。なお、GLに対する債権につきましても、すでに全額引当を行っていることから、回収がなされる都度、収益計上されます。

④ サステナビリティに対する考え方及び取り組み

当社グループは、サステナビリティに関する基本的な考え方として、企業理念である「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」に基づいて行う経営が、当社グループの持続的な成長と持続可能（サステナブル）な社会の実現につながるものと認識しております。お客様、株主様、従業員、ビジネスパートナー、地域社会などのステークホルダーとのつながりを大切にしながら、それぞれに与える影響に配慮して経営上の意思決定を行うことや、地球環境へ配慮するとともに、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の一員としての責任を果たすことで、お客様や地域社会との信頼関係を構築してまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 保 証	95百万円	100%	信用保証業、金融業
パルティール債権回収株式会社	500百万円	99.90%	債権回収業
J S y n c 株 式 会 社	10百万円	100%	システム事業
J グ ラ ン ド 株 式 会 社	100百万円	100%	不動産事業
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ス	100百万円	99.90%	不動産事業
株 式 会 社 ラ イ ブ レ ン ト	70百万円	(100%)	不動産事業
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円	99.90%	証券業
N e x u s C a r d 株 式 会 社	90百万円	99.96%	クレジット・信販業
M I R A I 株 式 会 社	100百万円	100%	信販業
J T 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社	99,984百万ウォン	100%	貯蓄銀行業
T A 資 産 管 理 貸 付 株 式 会 社	8,750百万ウォン	100%	債権回収業
J T 親 愛 貯 蓄 銀 行 株 式 会 社	71,700百万ウォン	(100%)	貯蓄銀行業
J T r u s t C r e d i t N B F I	2,500百万トゥグルグ	(100%)	金融業
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	13,032,928百万ルピア	74.16% (21.59%)	銀行業
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	490,213百万ルピア	38.57% (61.33%)	債権回収業
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	45,000百万ルピア	(100%)	債権回収業
J T r u s t R o y a l B a n k P l c .	75百万USドル	55.00%	銀行業
J T R U S T A S I A P T E . L T D .	421百万 シンガポールドル	90.68% (9.32%)	投資業

(注) 1. () 書きの数値は、間接所有を示しております。

2. 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は29社であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

4. 2023年1月18日付けにて、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAは増資のため、資本金が増加しております。
5. 2023年2月1日付けにて、当社と株式会社ミライノベートは、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施し同子会社である株式会社グローバルス、株式会社オータス、Prospect Asset Management, Inc.を当社の連結子会社といたしました。
6. 2023年3月24日付けにて、当社の子会社である株式会社日本保証が当社に現物配当を行うことにより、株式会社日本保証の子会社であるパルティール債権回収株式会社、J グランド株式会社、J Sync株式会社の親会社を株式会社日本保証から当社に変更しました。
7. 2023年4月1日付けにて、Nexus Bank株式会社は、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
8. 2023年5月1日付けにて、当社の子会社であるJ グランド株式会社は、株式会社ライブレントの全株式を取得することにより、株式会社ライブレントを当社の連結子会社といたしました。
9. 2023年10月2日付けにて、株式会社西京銀行より西京カード株式会社の全株式を取得することにより、西京カード株式会社を当社の連結子会社とするとともに、商号をMIRAI株式会社に変更しております。
10. 2023年10月23日付けにて、J グランド株式会社は、当社へ第三者割当株式を発行することによる増資のため、資本金が増加しております。
11. 2023年10月31日付けにて、PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCEの全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 Key Holder	92百万円	29.82%	ホールディング業、不動産業

(注) 上記重要な関連会社は、持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業部門	主な事業内容
日本金融事業	信用保証業
	債権回収業
	クレジット・信販業
	証券業
	その他の金融業
韓国及びモンゴル金融事業	貯蓄銀行業
	債権回収業
	金融業
東南アジア金融事業	銀行業
	債権回収業
不動産事業	不動産の開発・分譲・一棟販売業、戸建住宅の設計・施工業、不動産の賃貸業、不動産の賃貸管理業
投資事業	国内外への投資業
その他の事業	コンピュータの運用及び管理業、ソフトウェア受託開発及び運用指導業等のシステム事業

(8) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)
(当社)

本店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
大阪支店	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
福岡支店	福岡市博多区博多駅南二丁目1番5号

(注) 本店は2023年3月28日付けで「東京都港区南麻布四丁目5番48号」から上記住所に移転しております。

(主要な子会社)

株式会社日本保証	東京都渋谷区
パルティール債権回収株式会社	東京都品川区
J Sync株式会社	東京都渋谷区
Jグランド株式会社	東京都渋谷区
株式会社グローベルス	東京都品川区
株式会社ライブレント	東京都中野区
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区
Nexus Card株式会社	宮崎県宮崎市
MIRAI株式会社	東京都江東区
J T貯蓄銀行株式会社	大韓民国京畿道城南市
T A資産管理貸付株式会社	大韓民国ソウル特別市
J T親愛貯蓄銀行株式会社	大韓民国ソウル特別市
J Trust Credit NBFi	モンゴル国ウランバートル市
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
PT TURNAROUND ASSET INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
J Trust Royal Bank Plc.	カンボジア王国プノンペン特別市
JTRUST ASIA PTE.LTD.	シンガポール共和国

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

区 分	従 業 員 数
日 本 金 融 事 業	395名 (17名)
韓 国 及 び モ ン ゴ ル 金 融 事 業	642名 (1名)
東 南 ア ジ ア 金 融 事 業	1,851名 (64名)
不 動 産 事 業	103名 (2名)
投 資 事 業	2名 (1名)
そ の 他 の 事 業	33名 (1名)
全 社 (共 通)	56名 (1名)
計	3,082名 (85名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 西 京 銀 行	14,160百万円
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	9,977百万円
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	3,152百万円
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	2,216百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	1,963百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

当社及び当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。

- 1) 当該訴訟の提起があった年月日
2020年9月11日
- 2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
(ア) 名称：Group Lease Public Company Limited
(イ) 住所：タイ王国バンコク都
(ウ) 代表者の氏名：Authorised Director 此下 竜矢
(提訴時) Authorised Director 田代 宗雄
Authorised Director Alain Jean Pascal Dufes
- 3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
(ア) 訴訟の内容
原告は、Jトラストアジアが、当社及び同じく被告である当社取締役2名の指示に基づき、原告及びその完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte Ltdに対する法的手続きを行うことにより原告に対して共同して不法行為を行ったと主張して、当該不法行為により原告に生じた損害の賠償を求めているものです。当社といたしましては、原告の主張は不合理かつ事実無根のもので、その請求には何ら理由がないものと考えており、2024年2月13日に原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されております。
(イ) 請求金額
損害賠償請求金額として9,130百万タイバーツ（約304億円）。
※日本円の換算は、2020年9月30日のレートに基づきます（1タイバーツ=3.34円）。

(12) 資本政策の基本的な方針

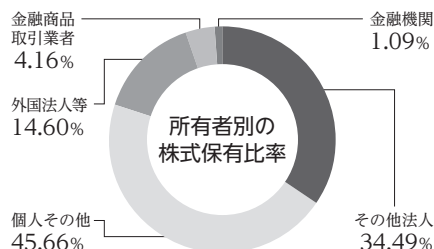
当社グループは、株主価値の最大化に向け、バランスの取れた資本配分の実施を行ってまいります。具体的には、事業環境の見通し、業績の見込み、財務状況等を踏まえ、M&A等の成長に向けた投資、自己株式の取得、及び配当金の支払いへの適切な資本配分を行っていく方針です。

このうち、自己株式の取得については、当社株価が割安で投資対象として魅力的であると判断した場合には機動的、積極的に実施してまいります。また、配当金の支払いについては、前述の方針のもとで余剰資金の積極的な還元に努めてまいります。

なお、今後、安定的に利益が確保できることになった場合には、配当性向等の具体的な数値目標を設定することを想定しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 147,038,315株
 (3) 株主数 39,413名
 (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
N L H D 株式会社	35,434,678株	25.74%
藤 澤 信 義	11,477,772株	8.34%
K S D - K B	6,232,908株	4.53%
ジャパ ン ポ ケ ッ ト 株 式 会 社	3,055,836株	2.22%
株 式 会 社 エ ス フ ァ イ ナ ン ス	2,890,000株	2.10%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	2,584,200株	1.88%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY - SHINHAN INVESTMENT	2,110,620株	1.53%
株 式 会 社 表 参 道 キ ャ ピ タ ル	1,519,900株	1.10%
合 同 会 社 ジ ー ク ロ ス	1,480,000株	1.08%
松 浦 一 夫	1,172,700株	0.85%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数 (9,384,378株) を控除して算出しております。
 2. NLHD株式会社は、当社の代表取締役社長である藤澤信義氏が100%出資しております。また、ジャパンポケット株式会社及び株式会社表参道キャピタルは、同氏が議決権の100%を実質的に所有しております。
 3. 2023年2月1日を効力発生日とする株式会社ミライノバートとの合併により、発行済株式の総数が20,700,545株増加いたしました。
 4. 2023年12月4日付けでOK Holdings Co., LTD. 及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書 (変更報告書) が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書 (変更報告書) において、2023年11月27日現在で当社及びその共同保有者が8,336,800株 (保有割合5.67%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	240,000株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (6)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤澤信義	代表取締役社長	最高執行役員 株式会社KeyHolder取締役会長 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 Jトラストグローバル証券株式会社取締役会長 株式会社クリア取締役会長 株式会社グローベルス取締役会長 bijoux株式会社取締役
千葉信育	代表取締役副社長	執行役員 東南アジア金融事業担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事
金丸眞明	取締役会長	執行役員 国内金融事業担当 株式会社日本保証取締役会長
足立伸	常務取締役	執行役員 コーポレート戦略グループ担当兼東南アジア事業担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.代表理事
熱田龍一	常務取締役	執行役員 コーポレートファイナンスグループ担当 Jランド株式会社取締役 J Trust Royal Bank Plc.取締役
泉信彦	常務取締役	執行役員 コーポレート統括グループ担当 株式会社横浜フリエスポーツクラブ取締役副会長 株式会社フォーサイド取締役 Jトラストグローバル証券株式会社取締役
畑谷剛	取締役(社外)	株式会社西京銀行常務取締役市場金融部長兼市場事務部長
名取俊也	取締役(社外)	ITN法律事務所パートナー 飛鳥建設株式会社社外監査役 株式会社アサンテ社外取締役
福田進	取締役(社外)	—
干場謹二	取締役(社外)	株式会社AOKIホールディングス顧問
山根秀樹	常勤監査役(社外)	パルティール債権回収株式会社監査役
小島高明	監査役(社外)	シンガポール国立大学兼任教授

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
植田 統	監査役(社外)	青山東京法律事務所 所長弁護士 名古屋商科大学経営大学院教授 ケンブリッジ大学出版株式会社監査役 ダイスター・サービス株式会社監査役
猪狩 稔	監査役(社外)	猪狩稔税理士事務所 医療法人財団厚生協会 評議員

- (注) 1. 当社は、取締役畑谷剛氏、名取俊也氏、福田進氏及び干場謹二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山根秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役猪狩稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	地位	担当
小田 克幸	執行役員	経理部長
竹谷 治郎	執行役員	総務部長
本部 英彦	執行役員	広報・IR部長

(2) 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
足立 伸	常務取締役 執行役員 コーポレート戦略グループ担当兼 東南アジア事業担当	常務取締役 執行役員 海外法務担当兼東南アジア担当	2023年3月15日
熱田 龍一	常務取締役 執行役員 コーポレートファイナンスグループ担当	常務取締役 執行役員 財務部門担当	2023年3月15日
泉 信彦	常務取締役 執行役員 コーポレート統括グループ担当	常務取締役 執行役員(新任)	2023年3月15日
名取 俊也	社外取締役(新任)	—	2023年2月1日
福田 進	社外取締役(新任)	—	2023年3月28日
干場 謹二	社外取締役(新任)	—	2023年3月28日
小松 裕志	退任	取締役 執行役員 社長室長	2023年3月28日
石坂 匡身	退任	社外取締役	2023年3月28日

(3) 2024年1月1日以降の取締役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等として行った行為に起因する第三者からの損害賠償請求による損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により定められた限度額の範囲において填補することとしております。

ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た事実がある場合等、当該保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除きます。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社（J Trust Royal Bank Plc.を除く）の取締役、監査役、執行役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 補償契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、金銭による固定的な報酬である基本報酬及び中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を付与するものとする。但し、社外取締役については、業務執行から独立して取締役を監督することが期待されることから、基本報酬（金銭報酬）のみ付与するものとし、譲渡制限付株式報酬は付与しない。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定的な報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

3) 株式報酬の内容及び算定方法の決定方針

取締役の株主利益に対する意識の更なる向上、及び中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、当社の取締役に対し、株主総会において基本報酬（金銭報酬）と別枠で承認を得た範囲内において、事前交付型の譲渡制限付株式報酬を付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて定める。

4) 個別の取締役に対する報酬の構成割合の決定方針

個別の取締役に対する基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案しつつ、取締役のインセンティブ付与という株式報酬の目的に照らして最も適切な支給割合となるように適宜決定を行うものとする。但し、社外取締役については、基本報酬（金銭報酬）のみ付与するものとし、株式報酬は付与しない。

5) 報酬等の付与の時期の決定に関する方針

当社の取締役に対する報酬の付与の時期は以下のとおりとする。

ア) 基本報酬（金銭報酬）については、月例で固定額を支給するものとする。

イ) 譲渡制限付株式報酬については、事前交付型とし、年1回、毎年一定の時期に付与するものとする。但し、年度によっては、業績、株価、社会情勢等に鑑み、付与しないこともあり得る。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

当事業年度におきましては、2023年3月28日開催の取締役会において代表取締役社長 最高執行役員藤澤信義に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況を踏まえつつ、各取締役の担当領域や職責について評価を行うには最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	375百万円	277百万円	－	97百万円	12名
(うち社外取締役)	(34百万円)	(34百万円)	(－)	(－)	(5名)
監査役	35百万円	35百万円	－	－	4名
(うち社外監査役)	(35百万円)	(35百万円)	(－)	(－)	(4名)
合計	410百万円	313百万円	－	97百万円	16名
(うち社外役員)	(69百万円)	(69百万円)	(－)	(－)	(9名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には当社の子会社等から支給された役員報酬等はありません。
3. 取締役12名には、2023年3月28日開催の定時株主総会にて退任した取締役2名が含まれております。
4. 社外取締役5名には、2023年3月28日に退任した取締役1名が含まれております。また、非金銭報酬等には、取締役3名に対する譲渡制限付株式の割り当てに係る費用97百万円が含まれております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会最終時点の取締役の員数は6名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、1998年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の監査役の員数は4名です。
7. 取締役の譲渡制限付株式報酬の額は、2022年3月30日開催の第46回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	畑 谷 剛	株式会社西京銀行常務取締役市場金融部長兼市場事務部長
取締役	名 取 俊 也	ITN法律事務所パートナー 飛鳥建設株式会社社外監査役 株式会社アサンテ社外取締役
取締役	干 場 謹 二	株式会社AOKIホールディングス顧問
監査役	山 根 秀 樹	パルティール債権回収株式会社監査役
監査役	小 島 高 明	シンガポール国立大学兼任教授
監査役	植 田 統	青山東京法律事務所 所長弁護士 名古屋商科大学経営大学院教授 ケンブリッジ大学出版株式会社監査役 ダイスター・サービス株式会社監査役
監査役	猪 狩 稔	猪狩稔税理士事務所 医療法人財団厚生協会 評議員

- (注) 1. パルティール債権回収株式会社は当社の子会社であります。
2. 株式会社西京銀行と当社の間には、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。
3. 上記1及び2を除いた他の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
畑 谷 剛 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。金融機関における豊富な知識と役員経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定やガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
名 取 俊 也 (社外取締役)	2023年2月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。検事及び弁護士として長年に亘る法曹界等で培ってきた豊富な経験と幅広い見識から議案の審議等に必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
福 田 進 (社外取締役)	2023年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。国税庁長官、内閣官房副長官補などの要職を歴任後、上場会社の社外取締役や社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
千 場 謹 二 (社外取締役)	2023年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。警察庁における要職を歴任した豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に関する幅広い見識から議案の審議等に必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
山 根 秀 樹 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。豊富な金融機関の実務及び監査業務等の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
小 島 高 明 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。外務省出身者としての専門的見地と特命全権大使等の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、グローバルな視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。
植 田 統 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としての実務経験、企業経営に関する高度の知見と経験及び弁護士としての専門的な知識と幅広い経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、企業法務全般の視点から当社グループ企業全体の経営等について適宜、必要な発言を行っております。
猪 狩 稔 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士としての幅広い業務経験と専門的知識、税務当局の要職を歴任された経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、税務及び会計に関する豊富な知見に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

また、取締役会に先立ち、事前に議案内容、その他重要事項について協議を行っております。

協議の結果、議案内容等に疑義が生じた場合は取締役会において、経営陣に対し提言を行う体制を整備しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役である山根秀樹氏を除く）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

(8) 取締役会の実効性評価の結果と概要

当社は、取締役会の更なる実効性向上を図るため、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。なお、当社グループにおいては多様な業種の会社があるため、社外役員の理解がより得やすい運営をするように配慮してまいります。また、毎期末に、代表取締役社長が従業員による各取締役に対する評価を役員通信簿として実施し、広く意見を吸い上げ、取締役会全体の実効性について判断しております。評価結果を踏まえ、課題と認識した事項については、重点的に改善に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	173百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	192百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(6) 補償契約の内容の概要等

補償契約は締結しておりません。

(7) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付けで発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要課題と位置付けた上で、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により行う旨を定款で定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、最近の業績の動向等を勘案し、1株につき13円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり1円と合わせまして、年間配当金は1株当たり14円となります。なお、2024年3月27日を支払開始日といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
現金及び現金同等物	105,740	営業債務及びその他の債務	14,041
営業債権及びその他の債権	60,796	銀行業における預金	908,933
銀行業における有価証券	101,881	証券業に関連する負債	24,445
銀行業における貸出金	716,422	社債及び借入金	61,518
証券業に関連する資産	27,445	その他の金融負債	27,727
営業投資有価証券	327	未払法人所得税等	1,136
有 価 証 券	2,209	引 当 金	557
その他の金融資産	110,314	繰延税金負債	3,361
持分法で会計処理している投資	7,708	その他の負債	4,778
棚卸資産	21,318	負債合計	1,046,499
売却目的で保有する資産	684	資 本 の 部	
有形固定資産	8,617	資 本	
の れ ん	33,507	資 本 金	90
無 形 資 産	11,860	資 本 剰 余 金	115,557
繰延税金資産	1,452	自 己 株 式	△7,709
その他の資産	4,427	利 益 剰 余 金	36,552
資 産 合 計	1,214,714	その他の資本の構成要素	7,098
		親会社の所有者に帰属する持分合計	151,588
		非 支 配 持 分	16,626
		資 本 合 計	168,215
		負債及び資本合計	1,214,714

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
営 業 収 益	114,279
営 業 費 用	81,148
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	36,870
そ の 他 の 収 益	12,109
そ の 他 の 費 用	310
営 業 利 益	8,059
金 融 収 益	1,516
金 融 費 用	418
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	615
税 引 前 利 益	9,772
法 人 所 得 税 費 用	△7,199
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	16,972
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 損 失 (△)	△203
当 期 利 益	16,769
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	16,310
非 支 配 持 分	459
当 期 利 益	16,769

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,141	流 動 負 債	11,391
現金及び預金	9,698	短期借入金	400
仕掛品	795	一年以内償還予定社債	1,000
短期貸付金	5,001	一年以内返済予定長期借入金	7,925
関係会社短期貸付金	9,776	一年以内返済予定 関係会社長期借入金	600
その他	12,461	未払金	1,169
貸倒引当金	△593	未払法人税等	7
固 定 資 産	137,952	その他	290
有形固定資産	182	固 定 負 債	37,098
建物	133	長期借入金	11,005
土地	19	関係会社長期借入金	4,900
その他	29	債務保証損失引当金	1,239
無形固定資産	6	関係会社事業損失引当金	19,651
ソフトウェア	2	預り保証金	198
その他	4	その他	103
投資その他の資産	137,763	負 債 合 計	48,490
投資有価証券	1,879	純 資 産 の 部	
関係会社株式	127,554	株 主 資 本	126,442
出資金	3,299	資本	90
長期貸付金	4,510	資本剰余金	114,709
関係会社長期貸付金	382	資本準備金	3,915
繰延税金資産	210	その他資本剰余金	110,793
その他	2,609	利益剰余金	19,149
貸倒引当金	△2,683	その他利益剰余金	19,149
資 産 合 計	175,094	繰越利益剰余金	19,149
		自己株式	△7,506
		評価・換算差額等	161
		その他有価証券評価差額金	161
		純 資 産 合 計	126,603
		負 債 純 資 産 合 計	175,094

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		
受取利息	166	
受取配当	4,056	
預金の利息	29	
その他の営業収益	330	4,583
営業費用		
借入金利息	657	657
営業総利益		3,925
販売費及び一般管理費		2,406
営業外利益		1,519
営業外収益		
受取利息	362	
受取配当	4	
為替差益	640	
投資事業組合運用益	1,206	
雑収入	66	2,280
営業外費用		
雑経常損失	10	10
特別利益		3,788
抱合せ株式消滅差益	1,152	
固定資産売却益	1,451	
のれん発生益	8,432	
関係会社株式売却益	4	11,041
特別損失		
固定資産廃棄損	5	
投資有価証券評価損	38	
関係会社株式評価損	22	
関係会社清算損	391	
貸倒引当金繰入額	51	
債務保証損失引当金繰入額	1,018	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,804	
その他	0	3,333
税引前当期純利益		11,496
法人税、住民税及び事業税	△567	
法人税等調整額	△6,228	△6,796
当期純利益		18,292

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

Jトラスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田尻 慶太 ㊞
公認会計士 岩崎 剛 ㊞
公認会計士 今川 義弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、Jトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

Jトラスト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 尻 慶 太 ㊞

業務執行社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞

指定有限責任社員 公認会計士 今 川 義 弘 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Jトラスト株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

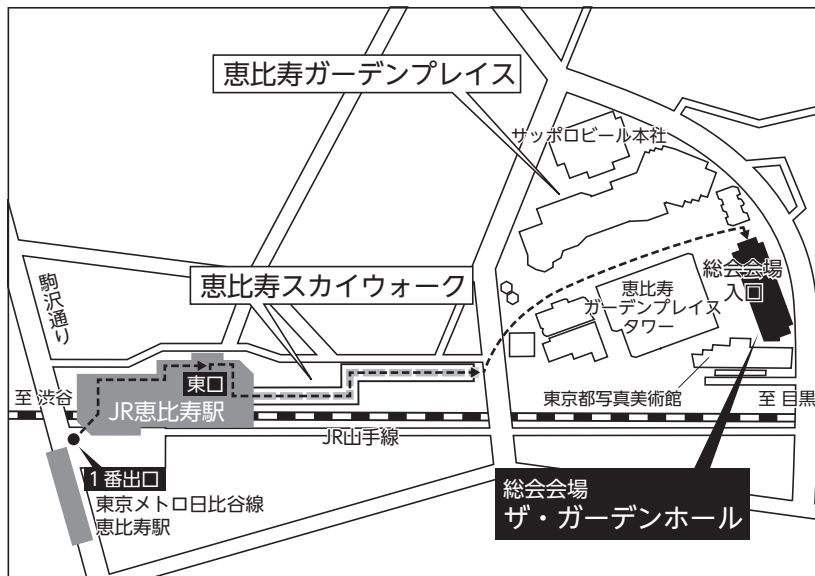
Jトラスト株式会社 監査役会

常勤社外監査役	山	根	秀	樹	Ⓜ
社外監査役	小	島	高	明	Ⓜ
社外監査役	植	田		統	Ⓜ
社外監査役	猪	狩		稔	Ⓜ

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目13番2号
ザ・ガーデンホール（恵比寿ガーデンプレイス内）



<交通>

- JR山手線・埼京線 恵比寿駅東口から恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約12分
- 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅1番出口を出て正面のエスカレーターに乗り、
JR恵比寿駅東口から恵比寿スカイウォーク（動く歩道）で徒歩約14分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<株主懇談会について>

本株主総会後の株主懇談会の開催はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<本株主総会に関するお問い合わせ先>

電話番号03-4330-9100（当社代表）



この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。